

第4章 障害者のしあわせ倍増

障害のある方が地域の中でいきいき輝き、ともに
支え合うノーマライゼーション都市の実現！

しあわせ倍増事業

- 4-1 グループホームの拡充
- 4-2 「さいたまステップアップオフィス」の拡充
- 4-3 障害者の働く場づくりの推進
- 4-4 障害者就労施設等からの物品等の優先調達
- 4-5 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築
- 4-6 総合療育センターの機能の拡充
- 4-7 東京2020大会に向けたバリアフリー化等の推進

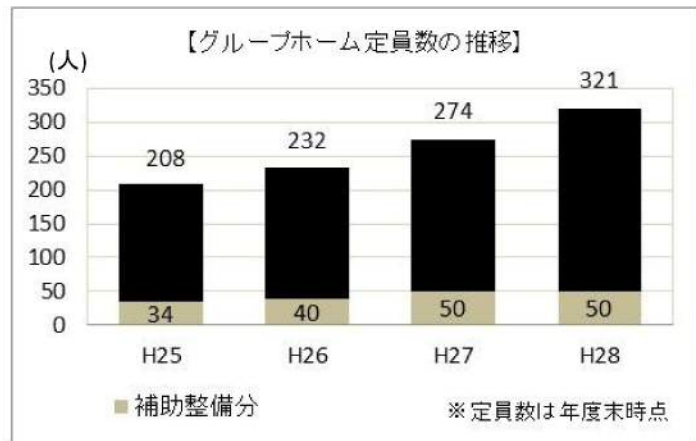
4-1 グループホームの拡充

概要（目的・目標等）

障害者が自ら選択した地域で生活することができるようにするため、平成32年度までの4年間の累計でグループホームの定員数を219人分増やします。

(1) 現状と背景

- ・「グループホーム」は法律に基づく事業で、市内に73か所（定員321人）（平成28年度末時点）であり、そのうち7か所（定員50人）は国及び市の補助金を活用し、改修・新築等の整備を行っています。
- ・今後も増大する利用需要に対応し、障害者の暮らしを支える住まいを確保するため、計画的な施設整備を行っていく必要があります。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
		国庫補助金を活用したグループホームの整備		
		空き部屋等を活用したグループホームの整備		
		空き部屋等を活用したグループホームの整備の周知		
目標	グループホームの整備人数			
	39人	60人	60人	60人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

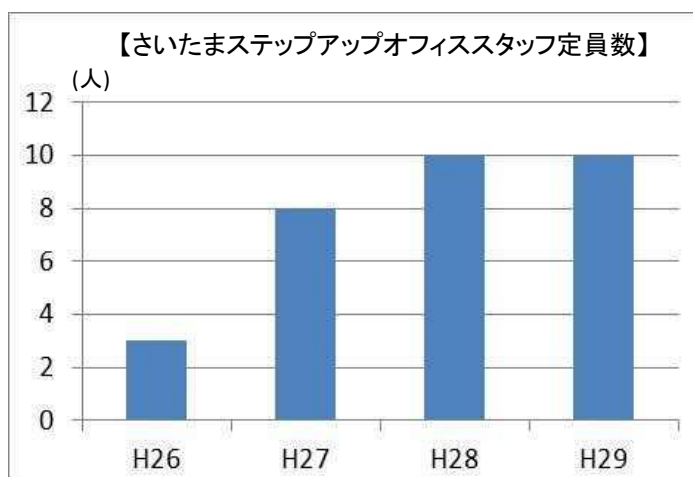
医療的ケアや強度行動障害への対応が可能な施設を優先して選定することで、利用者の安心感や対象者の拡大を図ります。

概要（目的・目標等）

民間企業等で就労をめざす障害者（知的障害者・精神障害者）の支援体制づくりを進めるため、平成32年度までの4年間の累計で「さいたまステップアップオフィス」の定員を8人増やし、各年度の定員に対する民間企業等への就職率を25%とします。

(1) 現状と背景

- ・平成26年12月に障害者（知的障害者・精神障害者）が就労経験を積むためのステップアップの場として、市役所内に「さいたまステップアップオフィス」を開設しました。
- ・オフィスで働くスタッフ（障害者）は雇用期間中に就労に向けたスキルの習得により民間企業等への就職を目指します。
- ・平成28年度の市内就労移行支援事業所への調査では、就職率は20%となっています。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	さいたまステップアップオフィススタッフへの支援 (スキルアップ支援・民間企業等へのマッチング・就職後のフォローアップ)			
	増員準備	さいたまステップアップオフィスの定員増 (定員10人→14人)	新さいたまステップアップオフィスの開設 (定員2人)	新さいたまステップアップオフィスの定員増 (定員2人→4人)
		開設準備		
目標	①さいたまステップアップオフィススタッフの増員数 ②民間企業等への就職率			
	①定員増に向けた執務環境整備 ②25%	①4人 ②25%	①2人 ②25%	①2人 ②25%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

雇用期間中に、スタッフの課題の改善及び就労に向けたスキルの習得状況や就職のタイミングを考慮した上で、民間企業等とのマッチングを行います。

担当 総務局人事部人事課 電話:048-829-1090

担当 教育委員会事務局管理部教育総務課 電話:048-829-1624

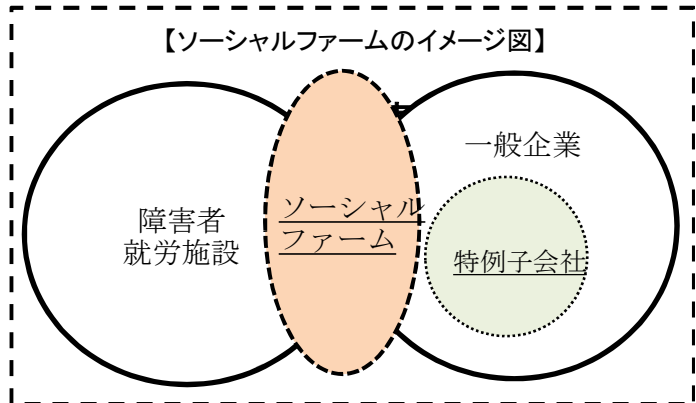
担当 保健福祉局福祉部障害者総合支援センター 電話:048-859-7266

概要（目的・目標等）

就労が難しい障害者の働く機会を拡大するため、特例子会社^(注1)への就労体験支援を行うとともに、平成32年度までに特例子会社またはソーシャルファーム^(注2)を3か所創設できるよう支援します。

(1) 現状と背景

- ・障害者の働く場は、一般企業（障害者雇用）や障害者就労施設等がありますが、本人の障害の状況によっては、業務内容、労働条件や職場環境に馴染めず、体調を崩してしまうこともあり、働きたくても働けない障害者がいます。
- ・就労が難しい障害者が働く場所として、特例子会社やソーシャルファーム等と連携し、多様な就労の場の創出が求められています。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	障害者の働く場作りの周知・啓発			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルファームの指針策定 ・ソーシャルファーム事業者調査・選考 		<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルファームの運営支援 ・設備費補助金、運営補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者によるソーシャルファームの運営 ・本格実施 ・事業検証
目標	特例子会社またはソーシャルファームの新規事業者数			
	他自治体の取組状況の調査	ソーシャルファームの指針策定	ソーシャルファームのモデル事業実施	3事業者

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

障害者就労施設等の事業者が共同して受注ができる共同受注の取組を支援することで受注できる仕事を増やし、障害者の賃金向上につなげます。

(注1) 特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的でつくる子会社である。親会社の雇用とみなして雇用率に算定できる。

(注2) ソーシャルファームとは、一般就労が難しい障害者等に対し、企業的経営手法を用い、最小限の公的支援で、就労の場を提供するもの。

担当 保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話：048-859-7266
 保健福祉局 福祉部 障害支援課 電話：048-829-1305
 保健福祉局 福祉部 障害政策課 電話：048-829-1307
 経済局 商工観光部 産業展開推進課 電話：048-829-1371

概要（目的・目標等）

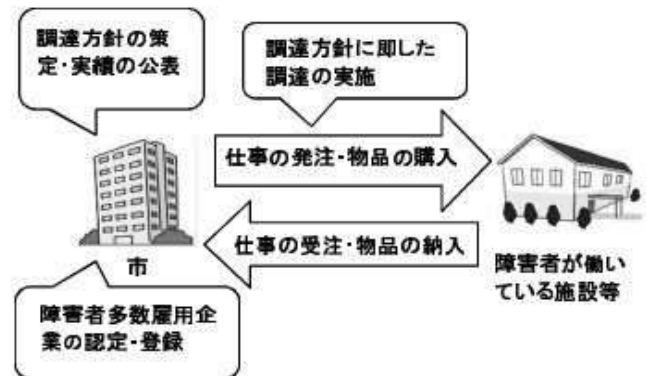
障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、平成32年度までの4年間の累計で障害者就労施設等からの物品又は役務の調達件数を504件にします。

(1) 現状と背景

・平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、本市の「障害者優先調達推進方針」を策定し、調達方針に定めた調達件数の達成のため、施設等からの調達について、全市を挙げて推進しています。

（平成28年度調達実績：86件）

【優先調達推進法における取組】



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	優先調達推進方針の策定・調達の推進			
	マッチング強化のための取組の実施			
	更なる調達推進のための取組の検討・実施			
目標	障害者就労施設等からの調達件数			
	95件	106件	131件	172件

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

施設等が提供可能な物品等の情報を提供するなど、施設等とのマッチングを強化することにより、障害者就労施設からの調達の機会を増やします。

担当 保健福祉局 福祉部 障害支援課 電話:048-829-1308

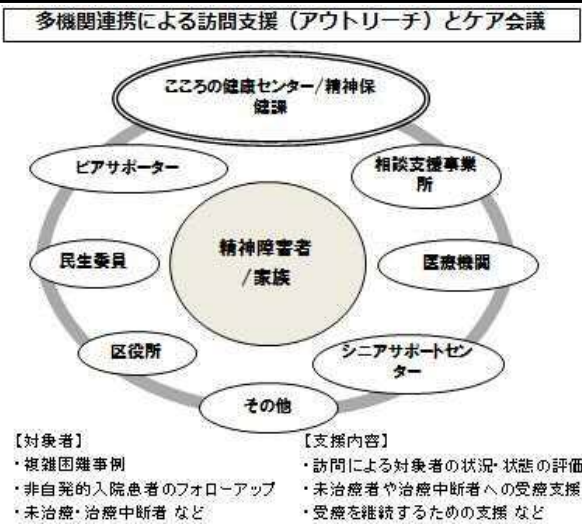
保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話:048-859-7255

概要（目的・目標等）

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、平成32年度までに精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）を延べ72人に実施します。

(1) 現状と背景

- ・うつ病や認知症等を含め、精神疾患による障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、国は新たな政策理念として、「入院医療中心から地域生活中心」を掲げ「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めています。
- ・システムの構築には、各支援機関の専門職が協働してケア会議や訪問支援（アウトリーチ）を行い、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供するなど、丁寧な支援が重要とされています。



	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	現状及びニーズの把握	事業方針の決定	モデル事業（訪問支援）の実施	モデル事業の検証及び拡大
		訪問支援強化のための関係者研修		
			指針整備や事例研究による訪問支援の回数等拡充に向けての取組	
目標	訪問支援の延べ人数			
	現状及びニーズの把握	モデル事業方針の決定	24人	48人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

訪問支援を通じて精神障害を持つ本人や家族等のニーズを捉え、それぞれに合った支援を行います。

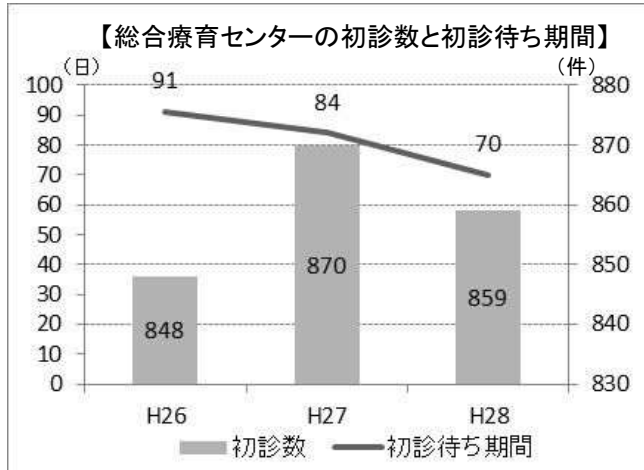
担当 保健福祉局 保健部 こころの健康センター 電話：048-851-5787
 保健福祉局 福祉部 障害支援課 電話：048-829-1309
 保健福祉局 保健所 精神保健課 電話：048-840-2223

概要（目的・目標等）

障害児等の早期診断・早期治療をするため、平成32年度までの4年間の累計で初診数を3,630件にします。

(1) 現状と背景

- ・医療的ケア児の支援の高度化や発達障害の社会的認知から、医学的診断・指導を要する障害児等が増え、初診・再診ともに予約がとりにくく平成28年度の初診数は859件でした。
- ・非常勤医師の増員等により初診待ち期間は、減少傾向にありますが、引き続き初診待ち期間を短くする取組が必要です。
- ・視機能に障害を抱える児童も多いことから、眼科診療による適切な対応が必要です。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	診察室の増設			
	診察回数の拡大			
	眼科医師の確保・機器の整備			
	眼科診療の開始			
				総合療育センター機能拡充の検討
目標	初診数			
	860件	880件	940件	950件

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

障害児等が安心して日常生活を送れるよう療育センターの診察だけでなく、保育所等施設への支援を行います。

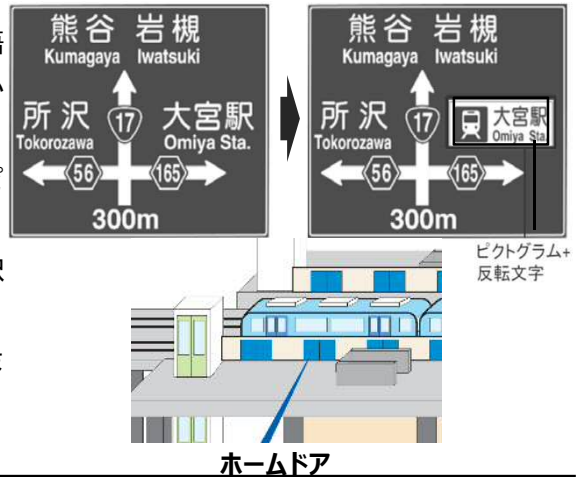
概要（目的・目標等）

東京2020大会^(注)の開催に向け、来訪者の安全性や快適性を確保するため、道路案内標識等の改善等、競技会場周辺地域のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。

(1) 現状と背景

- ・埼玉県内では、国・県・市・高速道路会社が連携し、英語表記への改善やピクトグラムの設置など、外国人にもわかりやすい道路案内標識への改善を進めています。
- ・さいたま新都心地区内の歩行者系サインは、多言語化やピクトグラムを導入し、情報発信力の強化が必要です。
- ・競技会場の近接駅であるさいたま新都心駅及び浦和美園駅（臨時ホーム）にはホームドアが設置されていません。
- ・さいたま新都心駅西口駅前広場のトイレが老朽化しています。

【道路案内標識の改善イメージ】



(2) 各年度の実施内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	①道路案内標識の改善方針の策定	道路案内標識の改善工事		
	②さいたま新都心地区の歩行者系サイン調査	サイン調査、関係者協議、映像装置改修 デジタルサイネージ整備	サイン改修	
	③「さいたま新都心駅」(京浜東北線ホーム)のホームドア設置に対し補助	「浦和美園駅」(臨時ホーム)のホームドア設置に対し補助		④さいたま新都心駅西口駅前広場のトイレ改修
目標	各整備・改善等の推進			
	①標識改善方針の策定 ③さいたま新都心駅（京浜東北線ホーム）のホームドア設置完了	①標識改善工事着手 ②サイン調査完了、映像装置改修 ③浦和美園駅（臨時ホーム）のホームドア設置完了	①標識改善工事完了 ②サイン改修着工 ④トイレ改修着工	②サイン改修完了 ④トイレ改修完了

※ 各年度の実施内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

バリアフリー化等の取組とともに、東京2020大会の開催による気運の醸成に合わせて、より多くの市民の心にある障壁の除去に向けた取組も推進することで、誰もが心豊かに暮らすことのできるまちを実現します。

(注) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

担当 都市戦略本部オリンピック・パラリンピック部 電話:048-829-1023、建設局土木部道路環境課 電話048-829-1491

都市局都市計画部交通政策課 電話048-829-1054、都市局都市計画部都心整備課 電話048-829-1578

第5章 医療・福祉（健幸倍増）

健康で長生きできる生涯現役の「健幸都市」を実現！

いざという時の救急医療・地域福祉の確立！

しあわせ倍増事業

- 5-1 市立病院の建替と救命救急センターの新設
- 5-2 JCHOさいたま北部医療センターの移転建替
- 5-3 小児・周産期医療の充実
- 5-4 歯科口腔保健の推進
- 5-5 健康マイレージの拡大
- 5-6 データヘルス計画に基づく施策の推進
- 5-7 官民一体となった健幸都市づくり
- 5-8 高齢者の社会参加による地域包括ケアシステムの基盤構築
- 5-9 24時間訪問介護サービスの推進
- 5-10 要介護状態の改善等に対する取組の促進

概要（目的・目標等）

市民に対する安心で信頼される医療を提供するため、救命救急センターの新設を含めた建替工事を行い、医療機能の充実及び強化を図ることで、平成32年度までに入院患者満足度を90%にします。

(1) 現状と背景

- ・ 昭和28年の開設以来、地域の基幹病院として急性期医療を提供するとともに、救急医療、周産期医療や災害時医療などの政策医療を提供しています。
- ・ 市内の救急医療体制で二次救急を担当し、年間6,000件以上の救急搬送を受け入れています。
- ・ 平成25年度に基本計画策定、平成26年度に基本設計、平成27年度に実施設計、平成28年度に建設工事の入札を実施しました。



【新病院完成予想図】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	新病院建設工事(救命救急センターの整備)			
		医療機器や情報システムの整備		
			新病院の稼働 (救命救急センターの稼働)	
目標	新病院建替工事の実施と救命救急センターの新設			
	建替工事の進捗率10%	建替工事の進捗率50%	新病院の竣工 救命救急センター設置	入院患者満足度90%

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

市民満足度を更に高めるため、救命救急センター、精神科身体合併症病棟や緩和ケア病棟の新設等を行い、医療機能の拡充を図ります。

概要（目的・目標等）

市北部地域の医療提供体制を確保するため、JCHOさいたま北部医療センターが現在地からプラザノース北側への移転建替えが速やかに行われるよう支援し、平成32年度に在宅看取りの理解のための講演会を年間4回以上開催します。

（1）現状と背景

- ・ JCHOさいたま北部医療センターは、大宮休日夜間急患センターを開設し、特に本市全域を対象とした深夜帯の小児初期救急医療を毎日実施するなど、初期救急医療の拠点として、本市にとって欠くことのできない病院です。
- ・ JCHOさいたま北部医療センターは、国の独立行政法人である独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）（注）が所有する病院で、平成31年3月末に、プラザノース北側において新病院を開設するため、設計、工事等を進めています。



【完成イメージ図】

（2）各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	JCHOさいたま北部医療センターに市有地を貸付け、現病院の診療の継続等			
	JCHOさいたま北部医療センターやJCHO本部と新病院開設に向けた協議			
		●新病院の開設	新病院の地域医療の推進に向けた協議	
目標	JCHOさいたま北部医療センターの診療の継続			
	新病院の工事着手	新病院の開設	在宅看取りの理解のための講演会開催（年2回以上）	在宅看取りの理解のための講演会開催（年4回以上）

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

（3）市民満足度を更に高める取組

市の北部地域の医療提供体制が確保されるよう、病院の円滑な移転推進と診療の継続を支援するとともに、市内の医療関係者と情報共有を行います。

（注） 独立行政法人地域医療機能推進機構、略称はJCHO

担当 保健福祉局 保健部 地域医療課 電話：048-829-1292

5-3

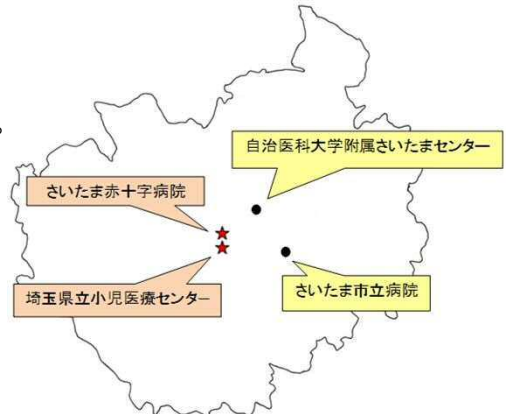
小児・周産期医療の充実

概要（目的・目標等）

市内の小児・周産期医療の提供体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等を支援し、平成32年度に小児・周産期医療機関への財政的な支援等の新たな施策を実施します。

(1) 現状と背景

- ・さいたま市内には、総合周産期母子医療センターがさいたま赤十字病院及び埼玉県立小児医療センターに設置されています。
- ・また、地域周産期母子医療センターが自治医科大学附属さいたま医療センター及びさいたま市立病院に設置されています。
- ・本市の人口（注1）当たりの総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター数は、20政令指定都市中13番目（注2）になっています。



(2) 各年度の取組内容と目標

【市内の周産期母子医療センターの状況】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	さいたま赤十字病院、自治医科大学附属さいたま医療センターへの市有地の貸付			
	産科医等確保手当を支給する医療機関への補助			
	小児救急医療体制検討委員会等を開催し、小児・周産期医療機関への財政的な支援等を検討			
				新たな施策の実施
目標	小児・周産期医療機関への財政的な支援等の調査・実施			
	他の政令指定都市の取組み状況の調査	具体的な施策の課題抽出	具体的な施策の実施に向けた手続き	新たな施策の実施

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

各医療機能に応じた支援を調査・検討することにより、適切な小児・周産期医療体制を整備します。

（注1）人口は、平成27年国勢調査（平成27年10月1日）による

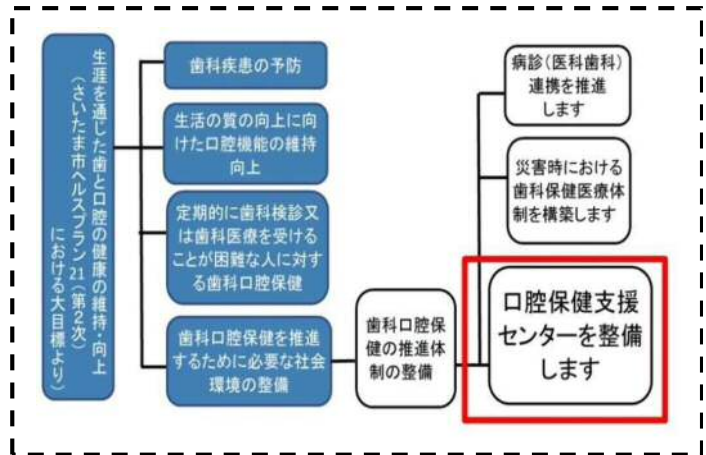
（注2）各道府県の医療情報ネットから算出（平成29年7月1日現在）

概要（目的・目標等）

歯科口腔保健に関する情報の提供や研修の実施等を行う拠点として口腔保健支援センターを設置し、障害者・高齢者施設職員に口腔ケアの研修を実施することにより、口腔ケアを受ける人を2,000人にします。

(1) 現状と背景

「さいたま市歯科口腔保健推進計画」を策定し、本計画の推進のため、歯科口腔保健審議会や作業部会の場で協議を重ねました。また、アンケート調査の結果等から障害者、要介護高齢者における歯科口腔の課題が明確になりました。課題解決に向け、障害者、要介護高齢者への情報発信や関係機関への研修会などを企画する歯科口腔保健推進の拠点として、口腔保健支援センターの設置が必要です。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	歯科口腔保健審議会の開催			→
	歯科口腔疾患の更なる予防啓発と取組の推進			→
	障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進に向けての作業部会の開催			→
	障害者歯科相談医ガイドブックの作成		→	→
			障害者歯科相談医ガイドブックの改訂	→
		口腔保健支援センターの設置	→	→
			口腔ケア等の研修の開催	→
目標	口腔保健支援センターの設置と口腔ケアを受ける人の増加			
	先行自治体の調査	口腔保健支援センター開設に必要な歯科医師など人材の確保	口腔保健支援センター設置	研修受講者が口腔ケアを実施する人数 2,000人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

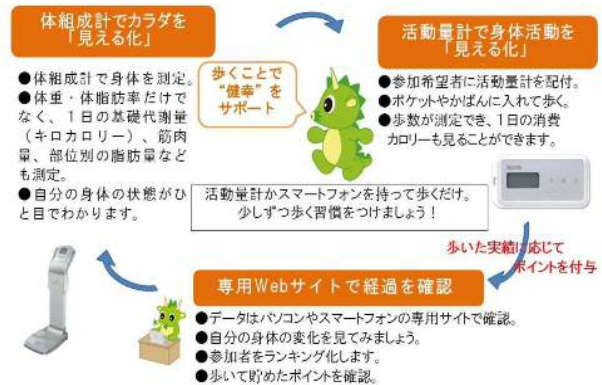
口腔保健支援センターを設置することにより、市民や障害者・高齢者施設の職員、歯科医師まで幅広い対象者にむけて研修を実施します。

概要（目的・目標等）

市民の健康への関心を高め、生活習慣病予防のみならず介護予防の推進のため、平成32年度までの4年間の累計で健康マイレージの参加者数を26,500人（総計約30,000人）にするとともに、平成32年度に参加者のうち1日8,000歩以上歩いた人数を17,000人とします。

(1) 現状と背景

- ・本市の現状として、健康に関する知識の獲得、意識の高揚は進んだものの、必ずしも健康づくりの実践には至っていない状況です。
- ・特に働き盛り世代において、健康への意識はあっても時間のゆとりがなく、日常的な身体活動量が少ないことが課題となっています。
- ・健康への関心を更に高め生活習慣病予防や介護予防を図るため体組成測定機会の増やす必要があります。
- ・平成28年度の健康マイレージ参加者数は3,624人、参加者のうち1日8,000歩以上歩いた人数は2,030人です。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	民間事業所の健康マイレージへの参加促進			
	測定会の開催等による体組成測定機会の拡充、測定データの分析及び健康マイレージ拡大につながる活用			
	健康マイレージ参加者へのアンケート実施（年1回）			
	効果検証（アンケート結果や歩数データの分析・活用）			
目標	①健康マイレージ新規参加者数			
	②参加者のうち1日8,000歩以上歩いた人数			
	①8,500人 ②6,800人	①6,000人 ②10,200人	①6,000人 ②13,600人	①6,000人 ②17,000人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

体組成測定機会の拡充し、取組による効果を実感していただくことで市民満足度を高めます。更に、その結果を参加者を増やす取組に活用します。

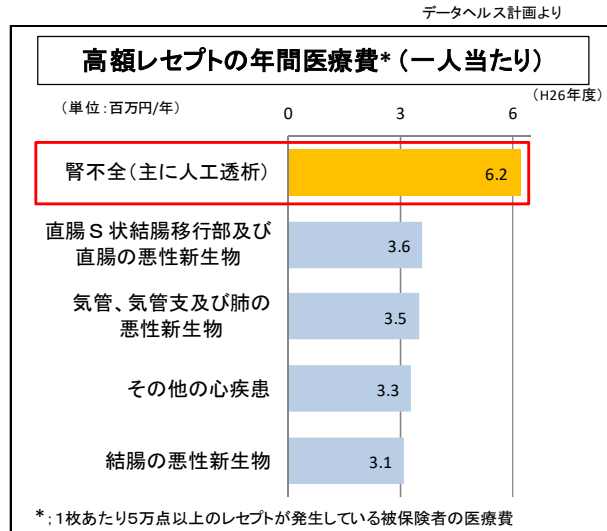
担当 保健福祉局 保健部 健康増進課 電話：048-829-1294

概要（目的・目標等）

国民健康保険医療費適正化のため、平成32年度までの4年間の累計で生活習慣病重症化予防対策事業における生活指導実施者数を480人とともに、生活習慣を改善した人の割合を8割とします。

(1) 現状と背景

- さいたま市の1人当たり医療費が年々増加する中、データヘルス計画の基礎データであるKDB（国保データベース）の分析結果では、人工透析患者1人の年間医療費は約600万円と、最も高額になっております。人工透析患者の約6割が糖尿病であり、糖尿病の重症化（糖尿病性腎症）によって引き起こされています。このため、生活習慣病である糖尿病の重症化予防は、医療費の抑制に繋がることから、医療費適正化の取り組みの重要課題になっています。
- 平成28年度生活指導実施者は66人となっています。



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	○データヘルス計画に基づく、PDCAサイクルに沿った事業の展開 KDB(健診・レセプトデータ)を活用して、ハイリスク者を抽出・分析し、保健事業に活用する。 ・生活習慣病重症化予防対策事業の実施 ・特定健診受診率向上対策事業の実施 ・ジェネリック医薬品差額通知事業の実施			
	○生活習慣病重症化予防対策事業の実施 ・未受診・受診中断者への受診勧奨(手紙・電話) ・通院患者への6か月間の生活指導			
目標	①生活習慣病重症化予防対策事業における生活指導実施者数 ②生活指導実施者のうち生活習慣を改善した人の割合			
	①90人 ②8割	①110人 ②8割	①130人 ②8割	①150人 ②8割

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

今後も、生活習慣病の重症化を予防するために、KDBを活用したハイリスク者へのアプローチを行うことにより、病気の重症化を未然に防止し、市民の健康を守ります。

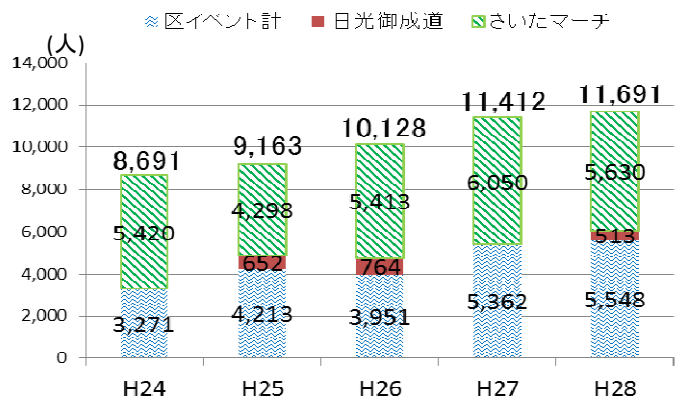
概要（目的・目標等）

官民が一体となってスマートウエルネスさいたまの取組を推進するため、（仮称）市民会議を設置するとともに、その主要な取組である「さいたまーチ～見沼ツデーウオーク～」への参加を呼びかけ、平成32年度に参加者数を10,000人にします。

（1）現状と背景

- 本市では、少子高齢や人口減少が見込まれる中において、市民の誰もが地域で人とつながりを持ちながら、「健幸」で元気に暮らせるまちをつくるため、部局を超えた連携を図りながら、「歩く」を基本に「体を動かす、体を動かしてしまう」まちづくりに取り組んでいます。
- これまで、各部署において関連事業を推進し、市民に対する気運の醸成を図ってきました。

本市におけるウォーキングイベントの参加者数



（2）各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	【(仮称)市民会議】 設置	キックオフ宣言 (仮称)市民会議主体のイベント、フォーラム、セミナー等事業実施 ウォーキングイベントの参加者数増加に向けて会議内で検討		
	【(仮称)健幸経営企業等の認証】 認証基準の検討・決定	・周知 ・募集及び認証 ・認証企業の積極的なPR活動 ・(仮称)市民会議との連携		
目標	(仮称)市民会議の設置及び「さいたまーチ～見沼ツデーウオーク～」の参加者数（注）			
	(仮称)市民会議 設置	7,500人	9,000人	10,000人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

（3）市民満足度を更に高める取組

官民間における情報の共有、協働体制の推進、健康づくりに取り組む企業のPR等により、市内企業の健康づくりに対する意識の醸成を図るとともに、市民が健康づくりを行う機会を増やします。

(注) 屋外で実施するイベントの実施日が雨等の場合、目標×0.6を目標とし、評価します。

担当 都市戦略本部 都市経営戦略部 電話:048-829-1033
 保健福祉局 保健部 健康増進課 電話:048-829-1294
 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課 電話:048-829-1731

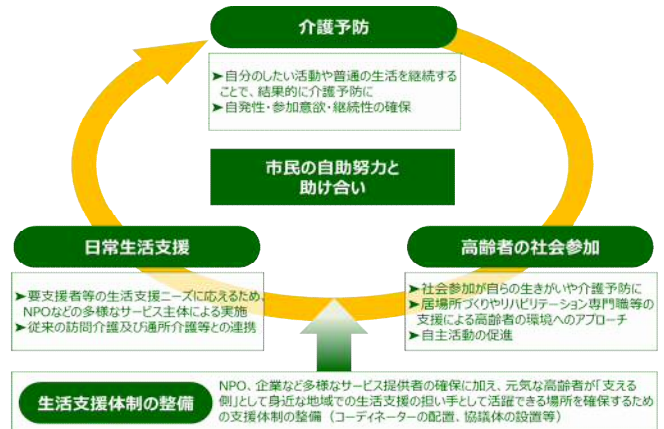
概要（目的・目標等）

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの基盤構築に向けて、高齢者の社会参加を促進し、平成32年度までの4年間の累計で地域の担い手等を1,200人養成します。

(1) 現状と背景

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、医療・介護需要の急増が見込まれるため、高齢者の自主的な介護予防や社会参加を推進する取組、地域で支え合う体制の推進が求められています。
- ・ こうしたことから、住民主体の活動意識を高める取組として、地域の担い手養成研修を開催し、平成28年度は57名を養成しました。また、地域における介護予防活動を担うボランティアを養成するため、いきいきサポーター養成講座を平成29年度から開始します。

【地域包括ケアシステムにおける本市の介護予防・生活支援の考え方】



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	高齢者の介護予防や地域の支え合いを進める住民主体の活動の促進 (地域の担い手養成研修・いきいきサポーター養成講座の開催)			
	一般介護予防事業の推進			
	地域支え合い推進員(高齢者生活支援コーディネーター)による地域資源などの把握・拡充の取組み			
	庁内関係課所との連携の推進			
目標	地域の担い手・いきいきサポーターの養成者数			
	300人	300人	300人	300人

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

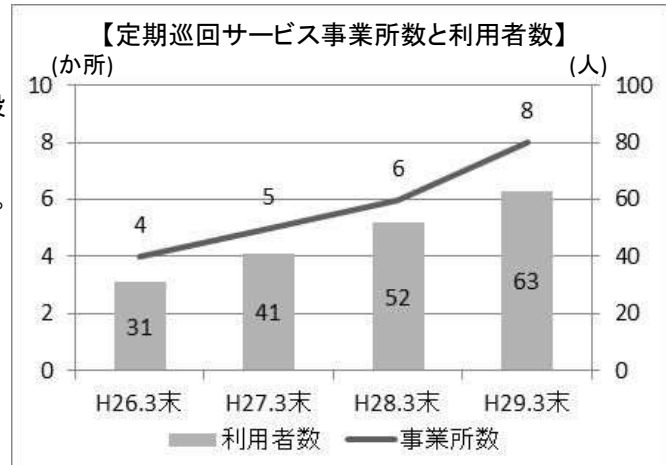
住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らし続けられる地域の構築として、住民が必要とする様々な支援に対して、地域の住民やNPOなど多様な主体等によるサービスを創出します。

概要（目的・目標等）

高齢者が介護が必要な状態となっても、引き続き在宅で暮らし続けることができるように、24時間訪問介護サービスの整備・普及を推進し、平成32年度末の利用者数を111人にします。

(1) 現状と背景

- ・平成28年度は24時間訪問介護サービスを行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が2か所開設し、平成28年度末での事業所数は8か所です。
- ・平成28年度末のサービス提供地域は市内全域です。
- ・介護を必要とする高齢者の増加により、今後は在宅生活の継続を支えるサービス需要の増加が予想されます。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者63名
(平成28年度末時点)



(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容				
		運営事業者の公募・選定		
		公募選定した事業所の開設、施設整備への補助		
		ケアマネージャー等への周知		
目標	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者数			
	12人増	12人増	12人増	12人増

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

利用ニーズの高い場所に定期巡回サービス事業所を整備するなど利用しやすいサービス環境の整備を図ります。

概要（目的・目標等）

要介護状態の改善等に取り組んだ介護事業所等の介護サービスの質の向上を図るため、事例発表会を行い、事例発表会での好事例について平成32年度までの4年間の累計で16件表彰するとともに、要介護状態の改善等に向けて取り組む事業所の割合を平成29年度比15%増やします。

(1) 現状と背景

- ・高齢者が在宅で暮らしを続けるための大きな不安要素の一つが、介護の問題です。
- ・介護保険で利用できるサービスについては、これまでサービス提供体制の確保に努めてまいりました。
- ・さらにサービスの質を向上させることを目的に介護状態の改善や維持など、適切なケアを行う事業所等を表彰、事例発表の機会を設けます。



【表彰・事例発表イメージ】

(2) 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
取組内容	事例発表会を試行的に実施 ・表彰 ・事例の発表イベント ・取組事例集の作成	事例発表会の本実施 ・表彰 ・事例の発表イベント ・取組事例集の作成		
		表彰の認知度を高めるなど、表彰へのインセンティブを高める取組		
	要介護改善への取組に関するアンケートの実施			
目標	①改善事例の表彰件数 ②要介護状態の改善等の事例があった事業所の割合			
	①4件 ②アンケート調査の実施	①4件 ②平成29年度の割合の5%増	①4件 ②平成29年度の割合の10%増	①4件 ②平成29年度の割合の15%増

※ 各年度の取組内容は進捗状況等により見直す場合があります。

(3) 市民満足度を更に高める取組

表彰事例など事業所の具体的取組をわかりやすく紹介する好事例集を作成し、介護事業所や市民に配布することでサービスの質を更に高め、介護に対する理解を深めます。